

伊丹市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対し、予算の範囲内において、特殊詐欺対策機能を有する固定電話機等の購入に要する費用の一部を補助することにより、特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称をいう。）による高齢者の被害の防止に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第6条の規定により申請をする日において65歳以上である者又はその者と同一の世帯に属する者
- (2) 第6条の規定により申請をする日において同条に規定する申請者又はその者と同一の世帯に属する者が、兵庫県警察から特殊詐欺対策電話機等の貸与を受けていないこと。
- (3) 第6条に規定する申請者又はその者と同一の世帯に属する者が、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 過去に、第6条に規定する申請者又はその者と同一の世帯に属する者がこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号のいずれかに該当する固定電話機又は固定電話に設定する外付け録音機で、補助対象者がその住所地において実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されている優良防犯電話のうち、固定電話機及び固

定電話に設置する外付け録音機

- (2) 前号に掲げる機器以外の固定電話機又は固定電話に設置する外付け録音機であって、着信前に自動で警告を発する機能及び自動で録音をする機能のいずれの機能も備えているもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象機器の購入（オークション、フリーマーケットその他の手段による個人売買での購入を除く。）に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 支払額のうち、ポイント等を使用して支払った部分に係る経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費と次に掲げる補助対象機器の区分に応じ当該各号に定める上限額とを比較し、いずれか低い方の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 補助対象機器のうち固定電話機 1万円
- (2) 補助対象機器のうち外付け録音機 5,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、伊丹市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、申請者の同意を得て公簿により当該事実を確認することができるときは、この限りでない。

- (1) 領収書その他の補助対象機器を購入したことがわかる書類の写

し

(2) 購入した補助対象機器のメーカー名，品名及び防犯機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し

(3) 補助金の振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し

(4) 申請者（申請者が65歳未満の者であるときは，その者及びその者と同一の世帯に属する65歳以上の者）の住民票の写し

2 申請者は，前項の規定による申請の際，公的身分証明書の写しその他の当該申請者が本人であることを確認するための資料で市長が適当と認めるものを提出し，又は提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は，伊丹市オンライン申請ポータルを通じた電子申請により行うことができる。

4 前項の規定により電子申請を行う場合における第2項の規定の適用については，同項中「市長が適当と認めるものを提出し，又は提示しなければ」とあるのは，「市長が適当と認めるものの写しを送信しなければ」とする。

（交付の決定）

第7条 市長は，前条の申請書兼請求書の提出があったときは，その内容を審査の上，交付の可否を決定し，伊丹市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知する。

2 前項の規定により補助金の交付を決定する場合において，補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは，条件を付することができる。

3 市長は，第1項の規定により交付の決定をしたときは，速やかに，補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者及びその者と同一の世帯に属する者が伊丹市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (3) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 交付決定者は、購入した補助対象機器を、補助金の交付を受けた日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を交付決定者に求めなければならない。

(調査等)

第10条 交付決定者は、市長が補助対象機器の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するものとする。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員をして、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

付 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行し、令和5年12月13日以後に購入された補助対象機器について適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。